



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○特許法施行規則等の一部を改正する
省令（経済産業四九）

〔告 示〕

○商標法第四条第一項第二号の規定に
基づき、世界知的所有権機関の国際
事務局から通知されたヨルダンの記
章及び標章を指定した件
（経済産業一一二）

○商標法第四条第一項第三号の規定に
基づき、世界知的所有権機関の国際
事務局から通知された世界観光機関
の標章を指定した件（同一一一三）

○商標法第四条第一項第三号の規定に
基づき、世界知的所有権機関の国際
事務局から通知されたアンデス共同
体の標章を指定した件（同一一四）

〔公 告〕

諸事項

官庁

買収前の所有者等への売払い関係

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等

独立行政法人国立文化財機構出品預
証書紛失に伴う証書の無効、首都高
速道路株式会社都市計画事業関係
地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

省

令

○経済産業省令第四十九号

特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第四十三条第五項の規定に基づき、並びに同法、実用新
案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）及び意匠法（昭和三十四年法律第二百五号）を実施するた
め、特許法施行規則等の一部を改正する省令を定める。

経済産業大臣 梶山 弘志

令和二年五月二十日

特許法施行規則等の一部を改正する省令
（特許法施行規則の一部改正）

第一条 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲
げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに
対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
（パリ条約による優先権等の主張の証明書 の提出） 第二十七条の三の三 〔略〕 2 特許法第四十三条第五項（同法第四十三 条の二第二項（同法第四十三条の三第三項 において準用する場合を含む。）及び第四十 三条の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める場合は、次の とおりとする。 〔削る〕	（パリ条約による優先権等の主張の証明書 の提出） 第二十七条の三の三 〔略〕 2 特許法第四十三条第五項（同法第四十三 条の二第二項（同法第四十三条の三第三項 において準用する場合を含む。）及び第四十 三条の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める場合は、次の とおりとする。 一 特許出願人が、大韓民国又は欧州特許 付与に関する条約の締約国（欧州特許付 与に関する条約第四条に規定する欧州特 許庁（以下「欧州特許庁」という。）に対 し出願に係る書類を提出した場合に限 る。以下この項において同じ。）にした出 願に基づき特許法第四十三条第一項又は 第四十三条の二第二項の規定による優先 権の主張を伴う特許出願をした場合 二 特許法第四十三条第一項又は第四十三 条の二第二項の規定による優先権の主張 の基礎とされた出願と同一の出願に基づ きパリ条約第四条D(1)の規定による優先 権を主張して欧州特許付与に関する条約